



# WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232  
関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302  
電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757  
e-mail：hata50911@gmail.com

## 全都道府県で初の時給1,000円超 地域別最低賃金の答申が出揃う

厚生労働省から、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和7年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）が公表されました。

これは、令和7年8月4日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

### ◆令和7年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- ・47 都道府県で、63 円～82 円の引上げ（引上げ額が82 円は1 県、81 円は1 県、80 円は1 県、79 円は1 県、78 円は3 県、77 円は2 県、76 円は1 県、74 円は1 県、73 円は2 県、71 円は4 県、70

- 円は1 県、69 円は2 県、66 円は2 県、65 円は8 道県、64 円は9 府県、63 円は8 都府県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,121 円（昨年度 1,055 円）
- ・全国加重平均額 66 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,226 円）に対する最低額（1,023 円）の比率は 83.4%（昨年度は 81.8%。なお、この比率は 11 年連続の改善）

今年度の最低賃金は、すべての都道府県で初めて1,000 円を超えました。答申された改定額は、令和7年 10 月 1 日から令和8年 3 月 31 日までの間に順次発効される予定です。なお、例年は大半が 10 月発効でしたが、2025 年度は 20 都道府県にとどまります。11 月が 13 府県、12 月が 8 県で、福島、徳島、熊本、大分

は 2026 年 1 月、群馬と秋田は同 3 月に発効します。

【厚生労働省「全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_63030.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63030.html)】

## 「Gビズポータル(事業者ポータル)」のリリース準備が進められています

◆「Gビズポータル(事業者ポータル)」とは  
事業者負担を軽減するため、政府は行政手続きの完全デジタル化を進めています。現状ではe-Gov電子申請や雇用関係助成金の「助成金ポータル」、労働保険の電子申請特設サイトなど様々なシステムがあります。

こうしたシステムの総合窓口として、「Gビズポータル(事業者ポータル)」のリリース準備が進められています。

◆どんな機能が提供される？  
デジタル庁の資料によれば、GビズポータルにはGビズIDを使ってログインした後、連携先の各電子申請システムに繋がって手続きを進められるようにするとされています。



さらに、クラウド上でファイルの閲覧ややり取りができる「電子ロッカー機能」が提供され、手続きを代行する社会保険労務士等の士業者に渡す書類のやり取りが、紙の書類やメールの添付ファイルによらずに安心してできるようになるとされています。

### ◆リリース予定はいつ？

2026 年 2 月頃には基本機能を備えたアルファ版がリリースされ、機能改善などを行いながら 2026 年 9 月に改善版、2027 年 3 月にベータ版をリリース予定とされています。

### ◆GビズIDも機能拡充予定

利便性アップのため、2025 年度中にGビズIDの機能拡充が行われる予定です。士業者に手続きを委任する場合、現状では事業者から委任を開始しなければなりま

せんが、士業者からでもできるようにし、担当者は自ら委任をしなくても済むようになります。また、委任範囲を細かく設定できるようになり、手続きごとの設定もできるようになる予定です。

【デジタル庁「事業者のデジタル化に係る関係省庁等連絡会議（第8回）」  
<https://www.digital.go.jp/councils/private-business-dx/578b4dd0-db54-44da-9850-d76a6248c27f>】

## 11月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

### 31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未滿、7月～9

- 月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

## ★当事務所よりひと言★

岐阜県におきましては令和7年 10 月 18 日から地域別最低賃金額（時給）が現行の 1,001 円から 64 円引上げられ、1,065円に改定されますので、10 月労働分の給料計算時はお間違いのないようお願いいたします。